

平成29年度 補助金見直しチェックシート(企画課)

(1)補助内容											(2)近隣市町の状況(H27決算ベース)																								
補助金等の名称	所管課名	財源別分類	性質別分類	事業の目的・概要 (100文字以内)	事業開始年度	交付先	根拠規定等	法令による義務付け	国・県補助状況	交付先選定方法	平成29年度予算額					平成28年度決算額					補助率	上限額(千円)	H29当初積算根拠	直近の見直し	備考	市町名1	金額(千円)1	備考1	市町名2	金額(千円)2	備考2	市町名3	金額(千円)3	備考3	
											事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源	事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源															
地域活性化支援事業補助金	企画課	単独補助	事業費補助	地域の自主的かつ主体的な活動に要する経費の一部を補助し、特色ある地域づくりを促進する。	平成24年度	団体	大台町地域活性化支援事業補助金交付要綱	無	町単独	公募	2,500	0	0	1,500	1,000	1,220	0	0	1,220	0	10/10(収益性が見込まれる事業については2/3)	1,000	事前相談団体数×500千円	無し	自然との共生基金	松阪市	340	対象:まちづくり協議会							
人材育成事業助成金	企画課	単独補助	事業費補助	未来の町を担う人材を育成し、個性的で活力あるまちづくりを推進するため、個人や団体に對して助成金を交付する。	平成21年度	個人及び団体	大台町人材育成基金条例施行規則	無	町単独	公募	200	0	0	200	0	250	0	0	250	0	1/3~10/10、対象事業により異なる。	対象事業により異なる。	H27実績の助成案	対象事業の追加	人材育成基金										
若者出会いの場づくり補助金	企画課	単独補助	事業費補助	若者の出会いの場を創出し、未婚率の低下、ひいては少子化対策につなげることを目的に、婚活イベントに係る補助金を交付する。	平成21年度	大台町商工会青年部	予算措置のみ	無	町単独	非公募	400	0	0	0	400	400	0	200	0	200	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	H27実績の助成案	無し		多気町	450	H23までは、町主体だったがH24から公募により団体主体となる(ハッピー緑シエル)							
空き家バンク利用促進助成金	企画課	単独補助	事業費補助	当制度への登録を促進し、移住希望者への住居の提供に資する目的。成約に至った空き家所有者に対し助成金を交付。	平成24年度	個人(空き家所有者)	大台町空き家バンク利用促進助成金交付要綱	無	町単独	公募	1,200	0	0	1,200	0	1,110	0	1,110	0	1,110	居宅部分1㎡当たり1,000円。下限5万円。	上限なし	過去実績を助成案	無し	地域活性化基金	大紀町	670	8件。上限10万円	2,232	6件。対象経費10万以上が対象。対象経費から10万円を控除した額の2分の1以内。リノベーションは150万上限。					
移住支援助成金	企画課	単独補助	事業費補助	大台町地域活性化条例第4条で指定された重点地域への移住世帯に対し、当面の生活基盤を確保するため助成金を交付する。	平成24年度	個人(移住者)	大台町移住支援助成金交付要綱	無	町単独	公募	150	0	0	150	0	72	0	0	72	0	移住世帯一人当たり月額3,000円とし、移住の翌月から2箇年	-	3000×12ヵ月×2人	無し	地域活性化基金	多気町	2,600	8件。世帯200千円と中学生以下の子供1人につき100千円加算。							
空き店舗バンク利用促進助成金	企画課	単独補助	事業費補助	当制度への登録を促進し、町内への定住促進及び雇用の創出を図る目的。成約に至った物件所有者に対し、補助金を交付する。	平成26年度	個人(空き店舗所有者)	大台町空き店舗バンク利用促進助成金交付要綱	無	町単独	公募	150	0	0	150	0	200	0	0	200	0	空き施設受渡しのための諸経費として5万円。	上限なし	過去実績を助成案	無し	地域活性化基金		0	店舗所有者に支払う形ではない							

③補助金見直しの基本的な視点に関する評価						④補助金見直しの新たな視点に関する評価										⑤今後の方向性及び内容								
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正であるか		団体運営補助でない		補助金としての支出が適正である		補助交付先の選定方法が適切である		補助交付先の財政状況を把握し助案している		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等)
評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明			
5	自らのふるさとを良くしたいと思う気持ちは皆同じで、要綱に示す条件に適合は広く町民の福祉の向上につながる。	5	毎年1回の広報紙に掲載し、町民に広く情報提供している。加えて、団体の活動拠点となる区長からも賛同を得るよう、申請時に条件付けをしている。	3	地域の持続性を考えた場合、主体は町民という大前提は崩さず、資金や条件整備等の行政関与は必要だ。	4	数字的に表れた実績はない。しかし、地域の未来を考えると共に、広く波及していかなければ事業継続は難しいこともご理解いただいている。	2	近隣市町と比較しても上限額も補助率も高めに設定されている。施行後5年を経過し、要綱の見直しも必要である。	0	補助率が10/10となっている。	5	団体運営補助ではない。	5	住民の主体性を重きにしているため、直接執行や委託では意義が異なってくる。	5	通年公募し、HP等で常に情報提供している。	3	対象者は、すべて住民団体であり、大きな収益事業を展開している団体は皆無である。	5	再補助は実施していない。	42	■継続	
5	広く町民の福祉の向上につながり、未来の町を担う人材の確保という公益性があり、ここ数年申請件数が増加しニーズが高くなってきている。当該事業は総合計画の90頁に掲載されている。	5	毎年2回の広報紙にて募集を行い、採択基準は要綱に明確に規定があり、公平に実施されている。団体間での不公平はなく、交付先が特定団体に固定されてもいない。	4	補助がなければ実施主体の自立が困難であるわけではないが、補助対象の事業は当町の実情を勘案したものであり公益上行政が補助する必要があると見える。	3	事業の効果を数値で明確に確認することはできないが、得た資格等を活かしてそれぞれの場で発揮している声は聞いたことはある。また、補助を受けた個人は今後もその効果を発揮していく見込みがある。	5	町の実情に即し、行政需要のあるものを対象事業としている。個性的で活力あるまちづくりを進めるためには妥当な金額である。	3	対象事業により補助率が異なるが、それぞれ合理的な理由がある。	3	対象が個人または団体であり、団体については運営補助ではない。	5	住民の主体性を重きにしているため、直接執行や委託では意義が異なってくる。	5	公募である。	0	個人、団体ともに把握していない。	0	再補助は実施していない。	38	■継続	
4	未婚率の改善、ひいでは少子化対策に繋がる事業として広く住民の福祉に繋がっており、参加者も増えていて、補助団体が1団体に限定されている。	3	交付先の選定については、公募されており、補助金交付先が固定されている。	5	類似事業が町内において民間では行っておらず、町の実情から公益上において行政が補助する必要がある。	4	町の広報紙において実績を公表し事業のアピールを行った。事業の効果は、参加者数やカップリング数で把握できる。	4	他市町と比較し補助額は均衡を欠いていないが年に2回の開催が、近年1回開催となっているため見直しの余地がある。	3	町から依頼した事業で予算の範囲内での実施をお願いしており補助率を設定していない。	3	少子化対策は町の重要施策に位置づけられており、加えて町から依頼している事業である。	3	委託という方法もあるが、商工会青年部のボランティアでの運営で、委託にすることで営利目的の事業運営となることが予想される。	3	町から依頼した団体であるため、選定方法は適切ではないが、ボランティアによる事業運営であり、同様に事業実施する他の団体はないと思われる。	3	町から依頼した事業で、ほぼ補助金の範囲内での事業が実施されている。補助団体の財政状況に悪影響を及ぼさないことが前提にある。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	
5	物件の登録促進につながっており、移住者の入居により集落機能を高めることが期待できる。	5	毎年広報紙や固定資産税の封筒で周知している。	3	不動産業者が少ない大台町において、空き家バンクは有効であり、行政がかかわらずして活用は進まない。	4	毎年10~20件ほどの登録があり、常に10件以上の空き家を紹介できる状態にある。	2	同様の補助制度は他市町にも多くあるが、補助率は様々。	3	居宅部分に対し1㎡あたり1000円という明確な基準を設けている。過大交付とはなっていないと考えられる。	5	団体運営補助ではない。	3	家の片付けや修繕を町が直接執行することはできない。	5	広報紙、HP、固定資産税の通知封筒への掲載など、広く周知し、空き家バンクへ登録した所有者には、成約後、補助金の請求を案内している。	3	補助交付先は個人で、財政状況の把握が困難であるが、家のあけ渡しにかかる費用は負担となると考えられる。	5	1物件あたり1回のみの補助である。	43	■継続	
2	交付件数は少ないが、長期で重点地域に住んでもらうことで、集落機能の向上につながる。	5	ホームページ等で周知している。	2	同様の制度がない市町も多い。行政にしかできないことであるが、特段大きな効果もみられないことから、しななければならないという理由もない。	1	これまでの補助金利用者は4人のみで少ないが、長期で重点地域に住む意思決定のきっかけになるのではないかと考えられる。	1	定職に就く移住者ばかりでないため、このような補助が有効な場合もあるが、個人への資金供与とのため、助成額の増加は考えにくい。	3	集落機能の向上のため、重点地域へ移住を促進する唯一の助成金であり、家賃の補助程度を想定した額である。	5	団体運営補助ではない。	3	重点地域から暮らしに必要な施設へ行くためのガソリン代に充ててもらうことなどを想定しており、町が直接執行することはできない。	3	ホームページ等で周知しているほか、空き家バンクを利用して対象地域に移住した方に案内をしている。	3	補助交付先は個人で、財政状況の把握が困難である。	5	一人あたり2カ年に限る。	33	■継続	
4	空き店舗が活用されることで、サービスの向上や雇用の拡大が期待でき、総合計画でも空き店舗バンクの拡大について記載がある。	5	ホームページ等で周知しており、1物件あたり1回の助成となっている。	4	不動産業者が少ない大台町において、空き店舗バンクは有効であり、行政がかかわらずして活用は進まない。	2	少なからず登録促進につながっている。あけ渡しの費用がかかることから、所有者の負担軽減につながっている。	2	近隣市町では取組がみられないが、空き家バンク同様に取り組むべきものとして考えられる。	3	一律5万円の交付で、居宅部分が50㎡を超える場合は、平米数×千円とし、空き家バンクとの整合性を図っている。	5	町の重要な施策に位置づけられている。団体運営補助ではない。	3	店舗の片付けや修繕を町が直接執行することはできない。	5	HP等への掲載など、広く周知し、空き店舗バンクへ登録した所有者には、成約後、補助金の請求を案内している。	3	補助交付先は個人で、財政状況の把握が困難であるが、家のあけ渡しにかかる費用は負担となると考えられる。	5	1物件あたり1回のみの補助である。	41	■継続	